

指定就労移行支援事業所「ライフクリエートかほく」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づいて、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご留意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定就労移行支援事業所・平成19年4月1日指定
事業所の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とします。
事業所の名称	ライフクリエートかほく
代表者氏名	管理者 岡田 文貴
事業所の所在地	石川県かほく市七窪ハ7番1
電話番号 FAX番号	076-283-7100 076-283-7103
事業運営の方針	①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。 ②地域との連携 事業所運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。 ③国基準の遵守 厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守します。
開設年月日	平成19年4月1日
定 員	10人

3 営業日・営業時間について

営業日	毎週月曜日から土曜日（日・祝日は原則休業日） なお、5月3日から5月5日、8月15日及び12月29日から1月3日の期間は原則休業といたします。
受付時間	午前8時から午後4時まで
サービス提供時間	午前8時から午後4時まで
その他特記事項	行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、営業・時間延長または休業・時間短縮する場合があります。 なお、営業日・時間の変更については、事前に適切な方法により利用者、家族にご連絡いたします。

4 施設の概要

(1)施設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造 1階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	延床面積	1335.88㎡
	利用定員	18人
	設 備	スプリンクラー設備設置 (作業棟)
敷 地 面 積		3549.54㎡

(2)主な設備

設備の種類	室数	面 積	一人当り面	備 考
食 堂	1室	123.13㎡	3.07㎡	
作業室	1室	153.22㎡	3.83㎡	レストラン厨房・豆腐・パン
多目的ホール	1室	103.74㎡	—	
男・女更衣室 (利)	2室	31.27㎡	—	ロッカー貸与
男・女更衣室 (職)	2室	13.29㎡	—	職員
情報コーナー	1室	13.72㎡	—	
静養室・医務室	1室	12.85㎡	—	
支援相談室	1室	12.89㎡	—	
事務室	1室	82.81㎡	—	
男・女トイレ	2室	25.97㎡	—	
多目的トイレ	1室	5.4㎡	—	
玄 関	1室	5.02㎡	—	

(3)職員体制

職 種	員数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1 人		1 人			社会福祉士
サービス管理責任者	1 人		1 人			介護福祉士
就労支援員	1 人以上	1 人				介護福祉士
生活支援員	1 人以上	1 人		1人		介護福祉士
職業指導員	1 人以上	1 人				調理師

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務
就労支援員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務

※但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。

6 事業所サービスの概要

(1)個別支援計画の作成

当事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開催して利用者の支援計画を作成します。

また、この支援計画については、当事業所担当職員が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べるができます。

(2)日常生活動作等支援サービス

種 類	内 容
食 事	個人の嗜好と栄養のバランス、季節感ある献立により、バランスのとれた食事を提供します。 ＜食事時間＞昼食（１２：００～１３：００）
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	作業意識を高揚し、毎日の生活リズムを整える為、毎日作業着に着替えを行います。
整 容 (歯磨き・整髪等)	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。また歯磨き支援を昼食後に行います。
移 動	移動介助（見守り）の必要がある方に対し、適切な支援を行います。

相談援助	当事業所は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <相談窓口> サービス管理責任者、就労支援員、生活支援員
------	--

(3)日中活動支援サービス

種 類	内 容
余暇活動支援	スポーツ、レクレーション支援
行事への主体的参画支援	・自治会活動支援 ・事業所行事準備企画支援
社会活動支援	本人（地域）活動支援

(4)職業支援サービス

種 類	内 容
作業班別における職業支援	本人の意思を尊重する中で、食品の製造・販売班での支援を適切に行います。
職業評価に基づく工賃支給	適正な職業評価を実施するとともに、作業収入から必要な経費を差し引いた額を工賃として支給します。
一般就労移行支援	本人の意欲、希望を尊重しつつ、関係機関との連携の下適切な一般就労移行支援を行います。 1、職場実習 利用者が就労移行支援計画に沿って実習できるよう、実習の受け入先の確保に努めます。また、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、特別支援学校などの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努めます。 2、求職活動支援及び職場開拓 公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動を支援します。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めます。 3、職場定着のための支援 利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等との関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続します。

(5)作業環境整備サービス

種 類	内 容
調 理	安全かつ季節感ある美味しい食事となるよう調理します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。

洗 濯	常時洗濯機を提供するとともに、必要に応じて自立に向けた適切な支援を併せて行います。
整理整頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食事準備	適温食に配慮し、個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安全管理	事業所内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(6)保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	常時は、生活支援員等により疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ＜当事業所の嘱託医＞ 氏 名：北谷クリニック 診療科：胃腸科・外科・小児科・内科 診察日：月～金（日曜・祭日休診）
服薬管理	事故防止の観点から、生活支援員等が服薬管理を行います。 ただし、本人から申し出があった場合は、能力を考慮し自己管理も可能とし、その為の必要な支援を行います。
緊急通院・治療	緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、協力医療機関等へ生活支援員又は他の職員が付き添い通院します。

(7)社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必要とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。
地域生活移行支援	本人の意思を尊重しながら、当施設から地域生活への移行に向けて適切な支援を行います。

(8)支援費支給外サービス

種 類	内 容
社会生活上の便宜	行政機関に対する手続きが必要な場合には、事業所が代行し、利用者及び家族に報告いたします。

(9)利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
事業所送迎・移送・付き添いサービス	事業所への送迎及び利用者の指定外医療機関への通院や、外出、外泊の移送・付き添いサービスを行います。
その他	指定外医療機関への薬の受け取りや、事業所外での買い物代行を行います。

※利用者の選定によるサービスは、別途費用加算を頂きます。

(10)その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜日・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- 1、障害者自立支援給付費（訓練等給付費）から給付されるサービス
 - 2、利用料金の金額を利用者に負担していただくサービス（1以外のサービス）

があります。

お支払いいただく利用料金は、次のとおりです。

(1)障害者自立支援費（訓練等給付費）サービス利用料金

下記の料金表によってサービス利用料金から、支援費の給付額を除いた金額（利用者負担）と食費の合計金額をお支払いいただきます。

なお、ご負担いただく金額につきましては、市町が発行する障害者自立支援費受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費といたします。

① サービス利用料金	平成 年度単価 円
② 自立支援費が給付される額	円 (①－③)
③サービス利用に係る自己負担額（定率負担）	円
④ 食費に係る自己負担額	減免対象者：250円、一般：650円
⑤ ご負担合計額 (③＋④)	円

(2)利用者負担の減免について

【利用者負担に関する月額上限額】

1ヶ月当たりのサービス利用に係る「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月当たりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町民税非課税世帯で、サービスを利用 するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町民税非課税世帯(上記以外の者)	0円
一 般	市町民税課税世帯	所得割り 16万円未満 9,300円 所得割り 16万円未満 37,200円

【食費等実費負担の軽減】

食材料費のみの負担となるため、3分の1の負担となります。

(3)支援費支給対象外サービス利用料金

・以下のサービスについては、利用料金をいただきます。

項 目	日 額	標準月額
日用生活品費の便宜	実費	実費

(4)利用者の選択により提供するサービス料金

特別な食事	実費
事業所送迎 移送・付き添い サービス	送迎費（ガソリン費にかかる実費相当額） ・かほく市内よりの利用、能瀬のバス停より乗降車する者 月（1時間）1,080円 ・内灘、津幡、宝達志水町より利用 月（1時間）2,160円 ・羽咋市ほか区域より利用 月（1時間）3,240円 その他移送・付き添いは1時間につき1,080円いただきます
その他	・指定外医療機関への薬受取 ・事業所外での買い物代行：1回につき540円 ・その他サービスについては実費をいただきます。

(5)利用者負担金の支払い方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月30日までに以下の方法でお支払いください。

- ア、窓口現金支払い
イ、下記指定口座への振り込み
北國銀行：押水支店（普通）No.145548
口座名義：社福）四恩会
ウ、金融機関口座からの引き落とし

*送迎費は利用者工賃より控除してお支払いをお願いします。

8 緊急時の対応について

利用者が支援を受けている間、病状の変化、その他緊急な事由が発生した時は、速やかに協力医療機関の主治医に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、管理者にも報告し、その指示に従い、適切かつ迅速に全力をあげて対応するとともに、ご家族にも連絡します。

9 事故発生時の対策

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害が発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて嘱託医・協力医院と連携し、可能な限りの応急処置をとります
利用者の家族への連絡	説明は原則管理者が行い、もし管理者が不在等で速やかに連絡出来ない場合は、指示により代理の職員が行います。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書（ヒヤリハット報告書）に記録します。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関連機関へ報告します。
利用者・家族への対応	当施設として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応を図るとともに、当施設が加入する損害賠償保険会社（場合により弁護士）とも相談し、法律に基づく責任及び責任割合を客観的に判断した上で、利用者・家族に対し適切な事後対応を図ります。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：A I U保険、損保ジャパン 加入保険内容：施設損害賠償保険

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ライフクリエートかほく災害等緊急時対応規程」及びライフクリエートかほく消防計画書により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「ライフクリエートかほく消防計画」に則り、年12回 避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り 誘導灯 有り ガス漏れ報知器 有り
消防計画等	消防署への届出日 : 平成19年3月末日 責任者（管理者） : 岡田 文貴

11 協力医療機関

医療機関の名称	北谷クリニック	石川県立高松病院
所在地	石川県かほく市高松ア1-1	石川県かほく市内高松ヤ36
電話番号	076-281-8801	076-281-1125
診療科	小児外科、内科	精神科
入院設備	なし	有り

1 2 苦情等申立先

当施設 ご利用相談窓口	・窓口担当者 相談支援従事者、生活支援員 ・ご利用時間 随時 * 担当者につながらない場合は、施設までお申し出下さい。 また、ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 宝達 理恵 住 所 石川県かほく市遠塚口 5 2 番地 1 0 (かほく市七塚健康福祉センター内 かほく市社会福祉協議会)
	氏 名 堀 久夫 住 所 石川県羽咋郡宝達志水町小川 2 - 1 0 - 1 電話番号 0 7 6 7 - 2 8 - 4 3 8 4
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」 (石川県社会福祉協議会内) 住 所 石川県金沢市本多町 3 - 1 - 1 0 電話番号 0 7 6 - 2 2 2 - 8 9 0 0

1 3 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 サービス管理責任者：松原 道子 ・ご利用時間 随時 ・電話番号 0 7 6 - 2 8 3 - 7 1 0 0
------------------	--

1 4 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外 出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所でお願ひします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。飲酒は事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、鍵付ロッカーは貸与します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

1 5 利用者の記録及び情報の管理

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但しサービス提供

を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労移行支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：ライフクリエートかほく

説明者職名：サービス管理責任者 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労移行支援サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名：

続 柄： 印

指定就労継続支援B型事業所「ライフクリエートかほく」サービス重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づいて、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご留意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定就労継続支援B型事業所・平成21年4月1日指定
事業所の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること
事業所の名称	ライフクリエートかほく
代表者氏名	管理者 岡田 文貴
事業所の所在地	石川県かほく市七窪ハ7番1
電話番号 FAX番号	076-283-7100 076-283-7103
事業運営の方針	①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。 ②地域との連携 事業所運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。 ③国基準の遵守 厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守します。
開設年月日	平成21年4月1日
定 員	42人

3 営業日・営業時間について

営業日	毎週月曜日から土曜日（日・祝日は原則休業日） なお、8月15日及び12月29日から1月3日の期間は原則休業とする。
受付時間	午前8時から午後4時まで
サービス提供時間	午前8時から午後4時まで
その他特記事項	行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、営業・時間延長または休業・時間短縮する場合があります。 なお、営業日・時間の変更については、事前に適切な方法により利

4 施設の概要

(1)施設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造 1階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	延床面積	1335.88㎡
	利用定員	42人
	設 備	スプリンクラー設備設置
敷 地 面 積		3549.54㎡

(2)主な設備

設備の種類	室数	面 積	一人当り面	備 考
食 堂	1室	123.13㎡	3・07㎡	
作業室	1室	153.22㎡	3.83㎡	レストラン厨房・豆腐・パン
多目的ホール	1室	103.74㎡	—	
男・女更衣室(利)	2室	31.27㎡	—	ロッカー貸与
男・女更衣室(職)	2室	13.29㎡	—	職員
情報コーナー	1室	13.72㎡	—	
静養室・医務室	1室	12.85㎡	—	
支援相談室	1室	12.89㎡	—	
事務室	1室	82.81㎡	—	
男・女トイレ	2室	25.97㎡	—	
多目的トイレ	1室	5.4㎡	—	
玄 関	1室	5.02㎡	—	

(3)職員体制

職 種	員数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1 人		1 人			社会福祉士
サービス管理責任者	1 人		1 人			介護福祉士
生活支援員	1 人以上	2 人				社会福祉士
職業支援員	7 人以上	3 人		4 人		介護福祉士・ヘルパー

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務

6 事業所サービスの概要

(1)個別支援計画の作成

当事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開催して利用者の支援計画を作成します。

また、この支援計画については、当事業所担当職員が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

(2)日常生活動作等支援サービス

種 類	内 容
食 事	個人の嗜好と栄養のバランス、季節感ある献立により、バランスのとれた食事を提供します。 ＜食事時間＞昼食（１２：００～１３：００）
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	作業意識を高揚し、毎日の生活リズムを整える為、毎日作業着に着替えを行います。
整 容 (歯磨き・整髪等)	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。また歯磨き支援を昼食後に行います。
移 動	移動介助（見守り）の必要がある方に対し、適切な支援を行います。

相談援助	当事業所は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <相談窓口> サービス管理責任者、就労支援員、生活支援員
------	--

(3)日中活動支援サービス

種 類	内 容
余暇活動支援	スポーツ、レクレーション支援
行事への主体的参画支援	・自治会活動支援 ・事業所行事準備企画支援
社会活動支援	本人（地域）活動支援

(4)職業支援サービス

種 類	内 容
作業班別における職業支援	本人の意思を尊重する中で、食品の製造・販売班での支援を適切に行います。
職業評価に基づく工賃支給	適正な職業評価を実施するとともに、作業収入から必要な経費を差し引いた額を工賃として支給します。
一般就労移行支援	本人の意欲、希望を尊重しつつ、関係機関との連携の下適切な一般就労移行支援を行います。 1、職場実習 利用者が就労移継続B型支援計画に沿って実習できるよう、実習の受け入先の確保に努めます。また、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、特別支援学校などの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努めます。 2、求職活動支援及び職場開拓 公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動を支援します。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めます 3、職場定着のための支援 利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等との関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続します。

(5)作業環境整備サービス

種 類	内 容
調 理	安全かつ季節感ある美味しい食事となるよう調理します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。

洗 濯	常時洗濯機を提供するとともに、必要に応じて自立に向けた適切な支援を併せて行います。
整理整頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食事準備	適温食に配慮し、個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安全管理	事業所内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(6)保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	常時は、生活支援員等により疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ＜当事業所の嘱託医＞ 氏 名：北谷クリニック 診療科：胃腸科・外科・小児科・内科 診察日：月～金（日曜・祭日休診）
服薬管理	事故防止の観点から、生活支援員等が服薬管理を行います。 ただし、本人から申し出があった場合は、能力を考慮し自己管理も可能とし、その為の必要な支援を行います。
緊急通院・治療	緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、協力医療機関等へ生活支援員又は他の職員が付き添い通院します。

(7)社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必要とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。
地域生活移行支援	本人の意思を尊重しながら、当施設から地域生活への移行に向けて適切な支援を行います。

(8)支援費支給外サービス

種 類	内 容
社会生活上の便宜	行政機関に対する手続きが必要な場合には、事業所が代行し、利用者及び家族に報告いたします。

(9)利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
事業所送迎・移送・付き添いサービス	事業所への送迎及び利用者の指定外医療機関への通院や、外出、外泊の移送・付き添いサービスを行います。
その他	指定外医療機関への薬の受け取りや、事業所外での買い物代行を行います。

※利用者の選定によるサービスは、別途費用加算を頂きます。

(10)その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜日・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

7 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- 1、障害者自立支援費（訓練等給付費）から給付されるサービス
 - 2、利用料金の金額を利用者に負担していただくサービス（1以外のサービス）

があります。

お支払いいただく利用料金は、次のとおりです。

(1)障害者自立支援費（訓練等給付費）サービス利用料金

下記の料金表によってサービス利用料金から、支援費の給付額を除いた金額（利用者負担）と食費の合計金額をお支払いいただきます。

なお、ご負担いただく金額につきましては、市町が発行する障害者自立支援費受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費といたします。

① サービス利用料金	平成 年度 単価 円
② 自立支援費が給付される額	円 (①－③)
③サービス利用に係る自己負担額（定率負担）	円
④ 食費に係る自己負担額	減免対象者：250円、一般：650円
⑤ ご負担合計額 (③＋④)	円

(2)利用者負担の減免について

【利用者負担に関する月額上限額】

1ヶ月当たりのサービス利用に係る「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月当たりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町民税非課税世帯で、サービスを利用 するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町民税非課税世帯（上記以外の	0円
一 般	市町民税課税世帯	所得割16万円未満 9,300円
		所得割16万円以上 37,200円

【食費等実費負担の軽減】

食材料費のみの負担となるため、3分の1の負担となります。

(3)支援費支給対象外サービス利用料金

・以下のサービスについては、利用料金をいただきます。

項 目	日 額	標準月額
日用生活品費の便宜	実費	実費

(4)利用者の選択により提供するサービス料金

特別な食事	実費
事業所送迎	送迎費（ガソリン費にかかる実費相当額） ・かほく市より利用、能瀬のバス停より乗降する者 月1,080円
移送・付き添い サービス	・内灘、津幡、宝達志水町より利用 月2,160円 ・羽咋市ほか区域より利用 月3,240円
その他	・指定外医療機関への薬受取 ・事業所外での買い物代行：1回につき540円 ・その他サービスについては実費をいただきます。

(5)利用者負担金の支払い方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月30日までに以下の方法でお支払いください。

- ア、窓口現金支払い
イ、下記指定口座への振り込み
北國銀行：押水支店（普通）No.145811
口座名義：社福）四恩会 ライフクリエートかほく
ウ、金融機関口座からの引き落とし

＊送迎費は利用者工賃より控除してお支払いをお願いします。

8 緊急時の対応について

利用者が支援を受けている間、病状の変化、その他緊急な事由が発生した時は、速やかに協力医療機関の主治医に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、管理者にも報告し、その指示に従い、適切かつ迅速に全力をあげて対応するとともに、ご家族にも連絡します。

9 事故発生時の対策

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害が発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて嘱託医・協力医院と連携し、可能な限りの応急処置をとります
利用者の家族への連絡	説明は原則管理者が行い、もし管理者が不在等で速やかに連絡出来ない場合は、指示により代理の職員が行うものとする
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書（ヒヤリハット報告書）に記録する
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関連機関へ報告する
利用者・家族への対応	当施設として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応を図るとともに、当施設が加入する損害賠償保険会社（場合により弁護士）とも相談し、法律に基づく責任及び責任割合を客観的に判断した上で、利用者・家族に対し適切な事後対応を図ります
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：A I U保険、損保ジャパン 加入保険内容：施設損害賠償保険

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ライフクリエートかほく災害等緊急時対応規程」及びライフクリエートかほく消防計画書により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「ライフクリエートかほく消防計画」に則り、年12回 避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り 誘導灯 有り ガス漏れ報知器 有り ※カーテン、布団等は防火性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 : 平成19年3月末日 責任者（管理者） : 岡田 文貴

1 1 協力医療機関

医療機関の名称	北谷クリニック	石川県立高松病院
所在地	石川県かほく市高松ア 1-1	石川県かほく市内高松ヤ 3 6
電話番号	0 7 6-2 8 1-8 8 0 1	0 7 6-2 8 1-1 1 2 5
診療科	小児外科、内科	精神科
入院設備	なし	有り

1 2 苦情等申立先

当施設 ご利用相談窓口	・窓口担当者 生活支援員 ・ご利用時間 随時 * 担当者につながらない場合は、施設までお申し出下さい。 また、ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 宝達 理恵 住 所 石川県かほく市遠塚口 5 2 番地 1 0 (かほく市七塚健康福祉センター内 かほく市社会福祉協議会)
	氏 名 堀 久夫 住 所 石川県羽咋郡宝達志水町小川 2-1 0-1 電話番号 0 7 6 7-2 8-4 3 8 4
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」 (石川県社会福祉協議会内) 住 所 石川県金沢市本多町 3-1-1 0 電話番号 0 7 6-2 2 2-8 9 0 0

1 3 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者 サービス管理責任者：松原 道子 ・ご利用時間 随時 ・電話番号 0 7 6-2 8 3-7 1 0 0
--------------	--

1 4 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外 出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具 の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。飲酒は事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、鍵付ロッカーは貸与します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

15 利用者の記録及び情報の管理

- (1)事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2)利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但しサービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援B型サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：ライフクリエートかほく

説明者職名：サービス管理責任者 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援B型サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名：

続 柄： 印